

種目	細目(目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲(補助率)	支援内容	事業主体(借受者)
7 環境保全型農業支援	化学合成農薬や、化学肥料等を低減する新技術等の導入に必要な施設等の諸条件の整備を行うことにより、環境への負荷を軽減した農業生産の一層の推進を図る。	補助	<p>【推進費】 1,000～5,000千円(5/10以内)</p> <p>【施設整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円(5/10以内) うち機械 5/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円(5.5/10以内) うち機械 5.5/10以内)</p>	<p>ア 水田畦畔において、法面保護植物等による除草剤を使用しない省力的な雑草管理を地域ぐるみで実現するために必要な推進活動 (ア) 法面保護植物の増殖ほの設置 (イ) 法面保護植物の展示ほの設置 (ウ) 法面保護植物の導入拡大のための理解促進活動等 (エ) 除草剤を使用しない省力的な雑草管理機の導入 (オ) その他必要な事項</p> <p>イ 土づくりの実践等による環境負荷軽減を図るために必要な施設の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・農地所有適格法人 ・農業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・農業共済組合
		リース	<p>【機械整備】 ・一般地域 1,000～30,000千円(5/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～30,000千円(5.5/10以内)</p>	<p>土づくりの実践等による環境負荷軽減を図るために必要なリース用機械及び分析機器の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合 ・民間リース会社 ・第3セクター <p>(認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、農業共済組合)</p>

採択基準
<p>1 「ア 推進活動」は以下の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 事業主体は、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合とする。</p> <p>(2) 事業主体が、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体の場合</p> <p>ア 集落単位等の水田畦畔の雑草管理をモデル的に取り組む地区であること。</p> <p>イ 実施地区において、農業環境規範の取組のほか、畦畔の雑草管理に除草剤を使用しないことに関する農業者の同意が得られることが確実と見込まれること。</p> <p>ウ 実施地区の概ね全部の水田畦畔において、法面保護植物等による除草剤を使用しない省力的な雑草管理が行われること。</p> <p>(3) 事業主体が農業協同組合の場合</p> <p>ア 集落単位等の水田畦畔の雑草管理をモデル的に取り組む地区であること。</p> <p>イ 実施地区において、農業環境規範の取組のほか、畦畔の雑草管理に除草剤を使用しないことに関する農業者の同意が得られることが確実と見込まれること。</p> <p>ウ 実施地区の概ね全部の水田畦畔において、法面保護植物等による除草剤を使用しない省力的な雑草管理が行われること。</p> <p>(4) 「(ア) 法面保護植物の増殖ほの設置」については実施を必須とする。</p> <p>(5) 「(エ) 除草剤を利用しない省力的な雑草管理機の導入」についての経費は、推進費に係る総事業費の50%未満とする。</p> <p>(6) 多面的機能支払交付金の農地維持支払実施地区以外を対象とする。</p> <p>2 「イ 土づくりの実践等による環境負荷軽減を図るために必要な施設の整備」は以下の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 受益地区において、化学合成農薬及び化学肥料の使用量を地域慣行に比べ5割以上低減した栽培により、環境と調和した農業生産を推進していること。</p> <p>(2) 農地所有適格法人、農業者等の組織する団体においては、化学合成農薬及び化学肥料の使用量を地域慣行に比べ5割以上低減した栽培の拡大計画が作成されていること。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)の「化学合成農薬及び化学肥料の使用量を地域慣行に比べ5割以上低減した栽培」とは、①JAS法に基づく有機農産物、②県が認証する特別栽培農産物、③国の特別栽培農産物ガイドラインに基づき栽培された農産物、の栽培とする。</p> <p>(4) 事業主体が農地所有適格法人、農業者等の組織する団体の場合は、エコファーマーに認定されているまたは「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている(にいがたエコファーマーである)こと。</p>
<p>1 受益地区において、化学合成農薬及び化学肥料の使用量を地域慣行に比べ5割以上低減した栽培により、環境と調和した農業生産を推進していること。</p> <p>2 リース借受者が認定農業者、農地所有適格法人及び農業者等の組織する団体においては、化学合成農薬及び化学肥料の使用量を地域慣行に比べ5割以上低減した栽培の拡大計画が作成されていること。</p> <p>3 上記1及び2の「化学合成農薬及び化学肥料の使用量を地域慣行に比べ5割以上低減した栽培」とは、①JAS法に基づく有機農産物、②県が認証する特別栽培農産物、③国の特別栽培農産物ガイドラインに基づき栽培された農産物、の栽培とする。</p> <p>4 防除機導入地区は、市町村防除実施計画が策定されており、共同防除実施地区であること。</p> <p>5 無人航空機を導入する場合、無人航空機導入地区は、オペレーターが養成されているか、年度内に養成されることが確実な地区であること。</p> <p>6 リース借受者が認定農業者、農地所有適格法人及び農業者等の組織する団体である場合は、エコファーマーに認定されているまたは「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている(にいがたエコファーマーである)こと。</p>